

議会の広報紙「議会だより」

議会だよりは年4回（5月、8月、11月、2月）発行し、全世帯に配布しています。また、音声データによる「声の議会だより」、点訳された「点字版議会だより」を発行しています。さらに、市議会のホームページにバックナンバーを掲載しています。



左の画像は、令和7年2月にリニューアルした議会広報紙「あいづわかまつ議会だより」です。市民と議会をつなぐ広報紙として、今後も分かりやすく、皆さんに親しんでもらえるよう、編集していきます。

政務活動費

会津若松市議会では、条例に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部（一人当たり月額 35,000円）を政務活動費として、会派へ交付しています。政務活動費を充てることができるのは、会派が行う調査研究や研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情等市政の課題、市民の意思を把握し、市政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）のための経費です。支出残高がある場合は、市に返還しています。なお、政務活動費の支出状況は、毎年8月1日号の議会だよりや、市のホームページに掲載しています。

政務活動費の主な使途基準

- 研究研修費：研究会及び研修会の開催や、他団体が開催する研究会等への参加に係る経費（会場費、講師謝金、出席者負担金等）
- 調査旅費：調査研究活動のために必要な先進地調査や現地調査に係る経費（交通費、旅費、宿泊費等）
- 資料購入費：調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入経費
- 広報費：調査研究活動や議会活動、市の政策について市民に報告し、広告宣伝するための経費（広報・報告書作成経費等）
- 事務費：調査研究活動のために必要な事務経費（消耗品費、事務機器のリース代、郵券代等）

議会BCP（議会災害時業務継続計画）

会津若松市議会では、議会災害時業務継続計画（議会BCP※）を策定し、災害が発生した場合の議会と議員の役割等を定めています。これにより、災害が発生した場合の①議会機能の維持と早期回復、②市民の生命、身体、財産を保護するために必要な支援の実施や市民生活の早期安定を図ることを目的としています。

※BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）の略。議会機能が概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、災害時における議会、議員等の役割や具体的な取組等について定めた計画です。

会議の傍聴の仕方



傍聴にあたり、事前の手続き等はありません。お気軽に傍聴にお越しください。また、新庁舎では新たに防音設備のある傍聴室が設置され、小さいお子さんをお連れの方も、気兼ねなく傍聴することができます。



傍聴マナーにご協力をお願いします

- 傍聴席では、発言や拍手はできません。
- 携帯電話・スマートフォンはマナーモードにするなど、音が鳴らないようにしてください。
- 録音、撮影はできません。
- 飲食や喫煙はできません。

傍聴規則の詳細は、市ホームページにも掲載しています。

議会映像・会議録・ホームページ

会津若松市議会では、本会議や予算決算委員会の映像をインターネットで配信しています。

▶ ライブ配信（生配信）

本会議や予算決算委員会の様子をYouTubeでライブ配信します。

▶ 録画映像

定例会議や臨時会議の散会から約1か月後に、YouTubeで録画映像を配信します。各会議毎にYouTubeの再生リストを作成しています。



動画へのリンクは、市のホームページから

▶ 会議録の検索・閲覧

本会議や委員会の会議内容は会議録で確認することができます。会議録の冊子は会津図書館や議会事務局で読むことができます。また、インターネットの会議録検索システムは、平成19年2月定例会以降のデータの中から、キーワードや議員名で発言内容を検索することができます。市ホームページのトップ画面に、会議録検索システムのリンクを掲載しています。



会議録検索システムはこちらから



▶ 市議会ホームページ

会議日程や議会だより、議会の取組などに関する情報を随時更新しています。



市議会ホームページはこちらから